

救助技術の高度化等検討会 開催要綱

(目的)

第1条 救助業務の充実強化に資する具体的方策等について検討し、我が国の救助隊員の救助技術の高度化等の推進を図るための検討を行う。

(名称)

第2条 本検討会の名称は、「救助技術の高度化等検討会」（以下「検討会」という。）とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 救助業務の充実強化に資する具体的方策に関すること。
- (2) 救助技術の高度化等の推進に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(検討会)

第4条 検討会は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、消防庁長官が委嘱する救助業務等に関し学識のある者及び消防関係機関の職員並びに関係機関の職員とする。また、消防庁長官は、オブザーバーの検討会への参加を認めることができる。
- 3 検討会には、委員の互選により座長を置く。
- 4 座長は、会務を総理する。
- 5 座長に事故ある時は又は座長が欠けた時は、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 検討会には、委員の代理者の出席を認める。
- 7 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(作業部会)

第5条 座長は、必要に応じ検討会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、検討事項に関し学識のある者及び消防関係機関の職員のうちから、座長が指名する。

(任期)

第6条 座長及び委員の任期は、就任を承諾した日から当該日の属する翌年の3月末日までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

(雑則)

第7条 検討会の庶務は、消防庁国民保護・防災部参事官付救助係において処理する。

- 2 本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。
- 3 検討会は、原則として非公開とする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合はこの限りではない。
- 4 議事要旨及び配布資料（以下「議事要旨等」という。）は、原則として公開とする。ただし、議事要旨等を公開することにより当事者又は第三者の権利や利益を害するおそれがあることその他の理由により座長が必要と認める場合は非公開とすることができる。

附 則

この要綱は、令和7年8月5日から施行する。